

町税・国民健康保険税の クレジットカード納付を 開始します

☎ 収税課 2142



1月1日(祝)から、スマートフォンやタブレット端末を利用して、クレジットカードやネットバンキング納付ができるようになります。納付書に記載されているバーコードを読み取るだけで、時間や場所を気にせず簡単に納付が可能です。

詳しくは、町ホームページの「伊奈町納付サイト」をご覧ください。



納付できる税金

町県民税（普通徴収）
固定資産税
軽自動車税（種別割）
国民健康保険税（普通徴収）

納付可能なクレジットカード

VISA
MasterCard
JCB
AMERICAN EXPRESS
Diners Club



納付手順

納付情報読み取り
下記の手順にて納付書のバーコードを読み取ってください。
①「納付情報の読み取り」画面を表示
「納付情報を読み取り開始」を押して、ご自身の住所のカメラ機能を読み取らせてください。
②「納付書のバーコードを確認」
ご自身の住所のバーコードを読み取らせてください。
読み取り完了後、自動的にバーコードの読み取りが開始されます。
③「バーコード読み取り結果を表示」
納付書に印刷されているバーコード下部の納付書の住所が正しく読み取れたことを確認し、次の画面に進んでください。
④ 納付情報読み取り開始

①バーコードを読み取る
手順に従い、納付書のバーコードの読み取りを行います。

納付情報照会結果
納付情報をご確認のうえ、「決済情報入力」を押してください。
納付情報
費目 固定資産税
納付金額 9,999円
※システム利用料は支払方法選択後に確定します。
決済情報入力

②納付情報を確認
反映された納付情報を確認し「決済情報入力」を押します。

クレジットカード情報入力
クレジットカード
クレジット情報を入力してください。
VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club International
※上記のクレジットカードが利用可能な場合は、自動的にクレジットカード情報が入力されます。
※利用可能なクレジットカードは、ご利用のクレジットカードの裏面に記載されています。
カード番号
有効期限
TARIKINA
※カード番号は必ず入力してください。

③決済情報を入力
クレジットカード情報またはネットバンキング情報を入力します。

納付手続き完了
下記の内容で納付手続きを完了しました。
ご入力いただきましたメールアドレス宛に納付手続き完了メールを配信しましたのでご確認ください。
納付情報
費目 固定資産税
納付金額 9,999円
納付金額合計 9,999円
システム利用料(税込) 110円
合計金額: 10,109円

④納付完了
納付手続きを実行し、納付完了です。

注意事項

- ・クレジットカード、ネットバンキング納付はスマートフォンやタブレット端末からのみ利用可能です。
- ・金融機関、コンビニ、役場窓口等でのクレジットカード納付はできません。
- ・クレジットカードおよびネットバンキングともに、納付金額に応じたシステム利用料が別途下記のとおりかかります。

システム利用料一覧表

クレジットカード決済の場合

納付額	1円～10,000円	10,001円～20,000円	20,001円～30,000円	30,001円～40,000円
利用料(税別)	100円	200円	300円	400円

ネットバンキング決済の場合

利用料(税別)	一律 100円
---------	---------

※以降納付金額が10,000円増えるごとに、利用料が100円(税別)加算されます。

上尾税務署から 確定申告の お知らせ



所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を、下記のとおり開設します。

なお、申告会場の混雑緩和のため、入場するには「入場整理券」が必要です。当日分の入場整理券が終了した場合、当日の相談はできません。入場整理券配付について詳しくは、後日国税庁ホームページ等でお知らせします。

■ 2月2日(火)～3月15日(月)9時～
(8時30分～16時受付)

※土日祝日除く、ただし2月21日(日)・28日(日)は開場

※新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本年は還付申告の相談を2月15日(月)以前でも受け付けます。

※申告会場にご来場される際は、必ずマスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。

※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は、入場をご遠慮いただく場合があります。

確定申告にはご自宅のパソコン・スマホからのe-Taxが便利です！

マイナンバーカードをお持ちの方は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用することで、ご自宅等でICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォン等を利用して申告書を提出できます。

なお、マイナンバーカードやICカードリーダー等をお持ちでない方でも、事前に税務署でID・パスワード方式の手続きをすることで、e-Taxをご利用できます。また、申告書を印刷して郵送等で税務署に提出することも可能です。感染症拡大防止の観点からも、ぜひe-Taxをご利用ください。

いつでもどこでもスマホで確定申告！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォン等でも確定申告書が作成できます。

すでに年末調整済みで医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方のほか、年末調整が済んでいない方、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方などが「スマホ専用画面」をご利用いただけます。ぜひ、ご自宅等からご活用ください。

医療費控除を適用される方へ

令和2年分の確定申告で医療費控除を適用される方は「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要です。

なお、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存してください。

公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

ただし、所得税の確定申告が必要でない場合であっても、住民税の申告が必要となることがあります。

なお、所得税の還付を受ける場合や、確定申告書の提出が要件となっている控除（純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。所得税の還付を受ける場合には、2月15日(月)以前でも申告を受け付けていますので、お早めにご相談をお願いします。

※外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、平成27年分以後この制度は適用されません。

消費税の確定申告をされる方へ

消費税の確定申告書を作成するには、令和元年10月1日以降の取引について、売上げや仕入れ等を税率（軽減税率8%・標準税率10%）ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行った帳簿が必要となります。

また令和元年分から、消費税確定申告書を作成するにはまず、区分経理を行った帳簿に基づき「課税取引金額計算表」を作成する必要があります。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。

■ 確定申告などに関するお問合せ…上尾税務署 ☎ 770-1800、または国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。
e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ…
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-01-5901（土日祝日および12月29日～1月3日を除く）